≪　下妻市内の転居に伴う手続き一覧　≫

令和６年６月１日現在

○　該当事項のある方は、各担当課にて詳しい説明を受けてください

	窓口番号 担当課	該当事項	手続き内容	持参するもの
１F	１０ 市民課	住民基本台帳カード（顔写真付き）またはマイナンバーカードをお持ちでない方	住所変更手続き	・在留カードもしくは特別永住者証明書（外国人の方）
		住民基本台帳カード（顔写真付き）をお持ちの方	・住所変更手続き ・住民基本台帳カード券面記載事項変更手続き	・住民基本台帳カード（顔写真付き） ※数字４ケタの暗証番号が必要です ・在留カードもしくは特別永住者証明書（外国人の方）
		マイナンバーカードをお持ちの方	・住所変更手続き ・マイナンバーカード券面記載事項変更手続き	・マイナンバーカード ※住民基本台帳用暗証番号（数字４桁）が必要です ・在留カード若しくは特別永住者証明書（外国人の方）
		署名用電子証明書をご利用の方	住所変更に伴い自動的に失効するため、継続して利用希望の方は新規発行手続き	・マイナンバーカード ※住民基本台帳用暗証番号（数字４桁）および署名用電子証明書用暗証番号（英数字混在６～１６文字）の暗証番号が必要です
	１１ 保険年金課	国民健康保険に加入している方	住所変更手続き	国民健康保険証（兼高齢受給者証）
				限度額・減額認定証/特定疾病受療証(白色)
		後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方		後期高齢者医療被保険者証
				限度額・減額認定証（水色・黄色）/ 特定疾病受療証（白色）
		医療福祉費（マル福）受給者証をお持ちの方		医療福祉費（マル福）受給者証
		・国民年金加入者 ・年金受給者 (注)届出が必要のない場合もあります。		保険年金課へお問い合わせください
	１５ 子育て支援課	児童扶養手当	住所変更手続き	・児童扶養手当証書 ・住居の名義のわかる書類（賃貸借契約書等）
	１６ 長寿支援課	４０歳以上で介護認定を受けている方	住所変更手続き	・介護保険証 ・負担割合証 ・限度額認定証（お持ちの方のみ）
		６５歳以上で介護認定を受けていない方		・介護保険証
	１７ 福祉課	障害者手帳	住所変更手続き	・障害者手帳 ・マイナンバーカード（身体・精神） ※券面事項が住民登録と一致しているものに限る
		自立支援医療（精神通院医療）		・受給者証 ・マイナンバーカード ※券面事項が住民登録と一致しているものに限る
		障害福祉サービス給付		・受給者証 ・マイナンバーカード ※券面事項が住民登録と一致しているものに限る
		特別児童扶養手当		・手当証書
		特別障害者手当 障害児福祉手当		
		心身障害児者おむつ代助成		
		在宅心身障害児童福祉手当		

裏面に続く⇒

	窓口番号 担当課	該当事項	手続き内容	持参するもの
2F	26 環境課	転居前の住居で使用していた浄化槽を廃止する方	浄化槽廃止手続き	浄化槽廃止報告書 （正本１部、写し２部）
		転居前の住居で使用していた浄化槽を休止する方	浄化槽休止手続き	浄化槽休止報告書 （正本１部、写し２部）
		犬を飼っている方 ※登録事項に変更が生じた日から３０日以内にお手続きください	犬の登録事項の変更届	
		マイクロチップを装着した犬猫を飼っている方 ※変更が生じた日から30日以内にお手続きください （環境省指定登録機関のみ法令で規定）	マイクロチップ情報の登録	各自、インターネット等から手続きしてください ○環境省指定登録機関「犬と猫のマイクロチップ情報登録」の変更登録は、https://reg.mc.env.go.jp/から手続きしてください（登録証明書が必要です） ○民間登録団体（AIPO、FAMなど）に登録をしている場合には、それぞれ変更手続きをしましょう
		転居先の浄化槽の管理者になる方	浄化槽管理者変更手続き	浄化槽管理者変更報告書 （正本１部、写し２部）
	29 学校教育課	小中学生がいる家庭で、転居先の指定校へ転校するとき	市内転校手続き	学校教育課へご連絡のうえ、手続きしてください ・転居前の学校から交付された在籍証明書及び教科書給与証明書
		小中学生がいる家庭で、転居先の学区が変更となったが、今までの学校に通いたいとき	指定学校変更の申請手続き	学校教育課へご連絡のうえ、手続きしてください
砂沼浄水場	上下水道課	転居後の住宅で上下水道を使用する場合	上下水道使用開始	お電話にて手続きをしてください 【お問い合わせ先】第一環境株式会社 （上下水道料金徴収業務委託者）
		転居前の住宅で上下水道を使用していた場合	転居前の住宅の上下水道解約	お電話にて手続きをしてください 【お問い合わせ先】第一環境株式会社 （上下水道料金徴収業務委託者）
		下水道加入宅で井戸水等を使用している場合	人数変更 （使用態様変更届）	お電話にて手続きをしてください 【お問い合わせ先】上下水道課

○市営住宅に入居、又は退去される方

建設課（2F）で手続きしてください。必要書類については、建設課へお問い合わせください。

○自治区への加入について

自治区は、地域の課題解決や住みよいまちづくりのために、親睦活動や環境美化・防犯活動等を行っている自主的な団体です。

自治区へ加入は、会則や会費が自治区ごとに異なりますので、ご近所の方や自治区長にお申し出ください。ご不明な点につきましては、総務課（☎４３－２１１５）までお問い合わせください。

茨城県下妻市役所　〒３０４－８５０１　茨城県下妻市本城町３丁目１３番地

☎０２９６－４３－２１１１(代表)　fax０２９６－４３－４２１４

下妻市上下水道課　〒３０４－００５６　茨城県下妻市長塚乙８９番地１

☎０２９６－４４－５３１１(直通)　fax０２９６－４４－５３１２

第一環境株式会社　〒３０４－００５６　茨城県下妻市長塚乙８９番地１（砂沼浄水場内）

☎０２９６－４５－１２１１(直通)　fax０２９６－３０－４０５０